

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	私なりのSDGs宣言者一覧	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	総合政策部総合政策課	
個人情報ファイルの利用目的	宣言状況を把握するために利用する	
記録項目	1氏名、2メールアドレス、3団体・事業者名、4住所、5電話番号、6学生別※学生の場合、7年齢（年代別）、8公表する氏名等、9SDGs目標番号、10宣言する取組内容、11宣言者区分	
記録範囲	私なりのSDGs宣言に宣言をした者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市総合政策部総合政策課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別定額給付金申請書	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	総合政策部総合政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和２年特別定額給付金の支給のために利用する	
記録項目	１氏名、２生年月日、３現住所、４日中に連絡可能な電話番号、５給付対象者情報（氏名、続柄、生年月日）、６合計金額、７受取口座（金融機関名、支店名、分類、口座番号、口座名義）、８代理人情報（氏名、生年月日、住所）	
記録範囲	特別定額給付金申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市総合政策部総合政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町２丁目１８番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第６０条第２項第１号 （電算処理ファイル）	☐ 法第６０条第２項第２号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第２１条第７項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	－	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルス総合窓口対応一覧	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	総合政策部総合政策課	
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス総合窓口へ相談された内容及び対応状況の整理のために利用する	
記録項目	1 氏名・事業者名、2 体温、3 住所、4 電話番号、5 相談区分、6 特記事項、7 対応内容、7 対応者	
記録範囲	新型コロナ総合窓口に相談された者	
記録情報の収集方法	本人の相談	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高山市総合政策部総合政策課 (所在地) 〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	若者等活動事務所利用登録者名簿（個人）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	総合政策部総合政策課	
個人情報ファイルの利用目的	若者等活動事務所の利用登録者を把握するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 連絡先、5 所属（学校・職業等）、6 SNS アカウント・メールアドレス（任意）	
記録範囲	高山市若者等活動事務所利用者登録申込書兼誓約書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人の申込み	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市総合政策部総合政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	若者等活動事務所利用登録者名簿（団体）	
行政機関等の名称	高山市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織名称	総合政策部総合政策課	
個人情報ファイルの利用目的	若者等活動事務所の利用登録者を把握するために利用する	
記録項目	1 団体名、2 団体の住所、3 団体の連絡先、4 所属（学校・職業等）、5 SNS アカウント・メールアドレス（任意）、6 代表者氏名、7 代表者住所、8 代表者連絡先、9 構成員人数、10 活動目的・頻度等	
記録範囲	高山市若者等活動事務所利用者登録申込書兼誓約書を提出した団体	
記録情報の収集方法	本人の申込み	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高山市総合政策部総合政策課 （所在地）〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	